

[ 特許法・実用新案法 ]

問 題

甲会社は、職務発明について、あらかじめ甲会社に特許を受ける権利を承継させる旨の職務発明規程を定めていた。乙は、甲会社の従業者として職務発明 A をした。乙は、発明者を乙として、発明 A につき特許出願 X をした。その後、特許出願 X が出願公開された。

この設例において、以下の ( 1 ) ( 2 ) について答えよ。

- ( 1 ) 特許出願 X に遅れて、甲会社が発明者を乙として、発明 A につき特許出願 Y をしたときに、特許出願 Y について甲会社が特許を受けることができるかどうかを、特許出願 Y が特許出願 X の出願公開前にされた場合と出願公開後にされた場合とに分けて、論ぜよ。
- ( 2 ) 特許出願 Y をせずに、甲会社が、特許出願 X における出願人の地位を取得することができるかどうかを論ぜよ。

【 1 0 0 点】

問 題

甲は、新規物質 A についての先願特許発明の特許権者であり、乙は、新規物質 A を有効成分とするスプレー用殺虫剤 B についての後願特許発明の特許権者である。

この設例において、以下の ( 1 ) ( 2 ) について答えよ。

- ( 1 ) 乙がスプレー用殺虫剤 B を業として製造・販売する場合における甲と乙との特許法上の関係について論ぜよ。
- ( 2 ) 甲がスプレー用殺虫剤 B を業として製造・販売する場合における甲と乙との特許法上の関係について、乙がスプレー用殺虫剤 B を業として製造・販売する場合と製造・販売しない場合とに分けて、論ぜよ。

【 1 0 0 点】

## 【特許法・実用新案法：論点】

### 問 題

特許を受ける権利を有しない発明者がした特許出願への対応策を問う。

- 1．職務発明の特許を受ける権利の帰属。
- 2．特許を受ける権利を有する者がした後願の特許性（特許法第29条、第29条の2、第30条、第39条等）。
- 3．出願人名義変更手続及びそれに必要な訴えの提起。

### 問 題

物質特許と用途発明に係る特許についての特許権者間の特許法上の関係についての理解を問う。

- 1．物質特許と用途発明に係る特許についての検討。
- 2．特許法第72条に規定する利用関係についての検討。
- 3．特許法第92条及び第83条に規定する裁定についての検討。

[ 意匠法 ]

問 題

- ( 1 ) 甲は、独自に創作した流し台の引手部分に係る部分意匠イについての意匠登録出願Aをし、その後、Aの願書に添付した図面について断面図を追加する補正をしたところ、その補正について補正の却下の決定の謄本の送達を受けた。そこで、部分意匠の意匠の要旨及び意匠の要旨の変更について述べると共に、この決定に対し、甲が意匠法上とりうる対応について述べよ。
- ( 2 ) その後、その補正は容認され、甲は、Aに係るイについて意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日前に、独自に創作した流し台の意匠口についての意匠登録出願Bをしたが、その後、Bについて拒絶をすべき旨の査定が確定した。一方、乙は、口に係る流し台の製造販売をしていたところ、甲から、イについての意匠権を侵害するとして、製品の製造販売の中止を求める警告書が送付された。これに対し、乙の検討すべき事項及びとりうる対応についてイと口の関係に留意しつつ述べよ。

【 1 0 0 点 】

【意匠法：論点】

部分意匠に関し、意匠の要旨の変更についての理解、補正の却下の決定への対応策及び意匠権を侵害するとして警告を受けた場合の対応策を問う。

( 1 )

部分意匠の意匠の要旨についての説明。

意匠の要旨の変更についての説明。

補正の却下の決定を容認する場合の対応の検討。

補正の却下の決定を容認しない場合の対応の検討。

( 2 )

イと口の関係に留意した上での侵害の成否の判断。

侵害が成立すると判断した場合の対応の検討。

侵害が成立しないと判断した場合の対応の検討。

[ 商標法 ]

問 題

商標「パロン」は、パロン社によって1992年7月7日に指定商品を「a」として商標登録されたが、使用はされていなかった。

アメリカ合衆国の企業であるBaron社は、2000年のはじめから商標「Baron」を商品「a」に付し、日本を含む各国で販売した。そして、同年中頃には、商標「Baron」は世界的に著名となっていた。

パイレーツ社は、2000年暮れ頃にBaron社と代理店契約の交渉をしたが不調に終わったので、Baron社の同意なく、「Baron」の商標を自己の商品「a」に付して販売した。

その後、パイレーツ社は、商標「パロン」をパロン社から譲り受け移転登録を行った。

さらに、パイレーツ社は、2001年4月20日に商標「パロン」について指定商品を「a」とする商標登録出願をしたところ、その出願は2002年3月25日に商標登録され、同5月15日に商標掲載公報により公告された。

Baron社は、2002年3月5日に商標「Baron」について指定商品を「a」とする商標登録出願をした。

2002年7月6日を基準として、以下の(1)～(4)について答えよ。

なお、商標「Baron」「パロン」「パロン」は類似の商標とする。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- (1) Baron社の商標登録出願(商標「Baron」)は、どのように取り扱われるか。
- (2) Baron社は、パイレーツ社の登録商標「パロン」について、特許庁に対してどのような手続きをとることができるか。
- (3) Baron社は、パイレーツ社の登録商標「パロン」について、特許庁に対してどのような手続きをとることができるか。
- (4) パイレーツ社が登録商標「パロン」及び「パロン」の商標権に基づき、Baron社の商標「Baron」について使用の差止を裁判上請求した場合に、Baron社はそれぞれについてどのような主張をすることができるか。

【100点】

## 【商標法：論点】

外国企業の使用する著名商標について、不正目的での類似する商標登録及び第三者の有する不使用で既登録の類似商標の商標権の譲受を行った者がいる場合に、どのような対抗措置、主張をすることができるか、などを問う。

- (1) 著名商標の使用者が行った商標登録出願について、商標法第4条第1項第11号が適用されること。
- (2) 他人の商標が著名になった後に当該著名商標と類似する商標を出願した場合、商標法第4条第1項第10号を理由として登録異議の申立てと商標登録の無効の審判の請求が可能であること。
- (3) 他人の商標が著名になった後にこれと類似する不使用の登録商標を譲り受けた場合、不使用取消審判（商標法第50条）と不正使用による取消審判（商標法第51条）が適用される可能性があること。
- (4) 不正目的で取得した類似する登録商標による権利行使に対して、権利濫用の主張をする可能性があること、他人の出願前からの著名商標の使用については先使用权の主張が可能であること。